

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（畜産業）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。</li> <li>・特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。</li> </ul>		
〔関係条文〕	〔地法附第15条第2項第1号、地令附第11条第5項、地規附第6条第12項〕		
減収見込額	[初年度] — (▲381の内数)	[平年度] — (▲381の内数)	(単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的 公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を講じることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質低減対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制（暫定排水基準の見直し）、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し等も進められている。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>特に、畜産業からの排水は、有機物、窒素、リンなどの汚濁物質を多く含み、かつ、発生量も莫大であることから、国民の健康維持や環境保全等のため、適切な処理が行われることが極めて重要である。</p> <p>畜産業について、水質汚濁防止法では、硝酸性窒素等及び窒素・りん（閉鎖性海域等に係るもの）の暫定排水基準が設定されているが、いずれも暫定基準が一般排水基準を念頭に強化されてきており、畜産農家は将来的な一般排水基準の適用を前提とした汚水処理施設の整備や機能強化のための追加投資を求められている実状にある。</p> <p>畜産農家は、TPP11や日EU・EPAを踏まえ国際競争力の強化を余儀なくされる中、生産コストの低減や家畜伝染病の侵入防止のための畜舎等の生産設備の整備への投資、混住化の進展や環境問題への関心の高まり等にも対応した公害防止設備の整備も求められており、家族経営等零細な畜産農家にとって汚水処理施設や悪臭防止装置などの公害防止用設備の導入が大きな負担となっている。</p> <p>飼料価格高騰や輸入畜産物との競合など昨今の厳しい情勢の中で、公害防止設備投資は畜産経営によって非収益投資であることから、本特例措置の継続により、畜産経営の経済的負担を軽減し、公害防止用設備の投資を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	18—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》食料の安定供給の確保 《政策分野》生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓
	政策の達成目標	環境基本法、水質汚濁防止法等に基づく環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。(令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
	政策目標の達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成29年度の環境基準達成率は全体で89.0%(前回要望時(平成27年度。以下同じ):91.1%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については94.0%、海域(全体)については78.6%と高い水準を維持している。(前回要求時:河川95.8%、海域81.1%)
有効性	要望の措置の適用見込み	令和2年度(見込):適用件数3,273件、取得価格25,778百万円、減収額147百万円 令和3年度(見込):適用件数3,273件、取得価格25,778百万円、減収額147百万円 (経済産業省推計)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	水質分野の環境基準については、昭和50年頃の生活環境項目のBOD、CODに関する全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、平成29年度の環境基準達成率は89%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである。 他方で、新たな環境基準に関する検討等がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業所税の課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 23,024百万円(H31当初予算額) 共同利用(受益農業従事者5名以上)の場合に限り、畜産業に起因する排水や悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設や脱臭施設等を整備する際に一部を助成。 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 56,002百万円(H30補正予算額) 畜産クラスター計画に定められた規模拡大等を目指す中心的な経営体の収益性の向上や畜産環境問題への対応に必要な施設整備をする際に一部を助成。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」には、共同利用等の要件があるが、共同利用の家畜排せつ物処理施設を利用する畜産農家は15%程度にとどまっており、浄化処理施設の整備に当たって、多くの畜産農家にとって当事業の活用は容易ではない。また、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」は、主に規模拡大等を目指す畜産農家を対象としたものであり、中小・零細規模の畜産農家は採択されにくい。このため、本措置により污水处理施設等の整備を促進する必要がある。 なお、補助事業の活用は、初期投資の低減に寄与するが、本措置はランニングコスト低減に寄与するものであり、両者を併用することによりさらなる污水处理施設整備の促進が図られる。
	要望の措置の妥当性	環境対策設備の導入は、事業者が取組むべき課題の1つではあるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。加えて、環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であること、また畜産経営の太宗を家族経営又は中小規模の企業経営が占めることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【過去5年間の実績】  平成27年度：適用件数6,308件、取得価格47,724百万円、減収額363百万円  平成28年度：適用件数4,087件、取得価格18,556百万円、減収額141百万円  平成29年度：適用件数3,728件、取得価格19,260百万円、減収額147百万円  平成30年度：適用件数3,594件、取得価格23,585百万円、減収額180百万円  平成31年度：適用件数3,623件、取得価格28,653百万円、減収額164百万円  (令和元年度)  (初年度ベース、経済産業省調べ)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項）：427,916,296千円（平成29年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、平成29年度には89%にまで改善しており、前回要望時（平成27年度：91.1%）の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に進められてきているところである。  直近5年間の適用件数は年平均約4,900件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時的見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、工業分野の暫定排水基準適用業種は、2019年4月時点で9業種であるが、同年7月より暫定排水基準の適用業種を8業種に減少させ、4業種については暫定排水基準が強化されている。（平成13年度には適用業種は56業種存在していた。）また、畜産分野の暫定排水基準適用業種である畜産農業についても、同年7月より暫定排水基準が強化されている。</li> <li>・過去2年間の適用期間中の適用件数は年平均で約3,450件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。</li> <li>・水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては、平成29年度の環境基準達成率は89.0%と、前回要望時（91.1%）の高い水準を維持している。</li> </ul>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和35年度 創設  昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる  平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6）  平成22年度 特例率引下げ（1/6→1/3）  平成26年度 特例税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）  平成30年度 特例率の引下げ（1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合→1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）及びパーク処理施設を適用対象から除外。</p>
<p>ページ</p>	<p>18—3</p>